

清のひとこと——大島清 防災の日に思う



9月1日は防災の日です。毎年この日を迎えると「今年も台風が少なければいいな」と思います。最近の雨や風は予想をはるかに超えて激しくなっています。これも地球温暖化による影響が少なからず出ているものと思われます。これから台風シーズンを迎えますが、伊奈町で特に心配なのがゲリラ豪雨による雨量です。最近では、2年ほど前の台風19号が思い出されますが、その時の48時間の雨量が236ミリでした。綾瀬川、原市沼川の水位も上昇し、道路は10か所以上冠水してしまいました。今年の7月12日に発生した線状降水帯による雨量は、13時間で120ミリ、1時間での

最大雨量は38.5ミリでした。この雨量でも綾瀬川、原市沼川、第一、第二遊水池は、ほぼ満水状態でありました。これらのことから考えますと、短時間にどのくらいの雨量が降るのかを考えておく必要があると思います。

今回は雨量について考えてみましたが、伊奈町では今年度、地震対策などを含めた地域防災計画を作成します。また、防災マップも併せて作成し、各家庭に配布させていただきますので、見えるところに貼っていただきたいと思います。災害はいつやって来るかわかりません。万一に備え一人ひとりが災害を意識し、日ごろから対策を講じておくことが大切です。備えあれば憂いなしです。

幸水 共進会



8月5日、町の特産品である梨（幸水）の共進会が四季彩館で行われました。伊奈梨出荷組合員11名から出品された幸水は、形状や糖度などが審査され、その結果次の方々が特賞に選ばれました。（敬称略）

町長賞……………長島正勝
議会議長賞……………加藤忠孝
さいたま農業協同組合長賞……………内田保夫



ありがとう ございました



- ♥上尾市倫理法人会から10万円、千代貞雄氏から5万円を緑地の保全と緑化の推進に役立ててほしいとご寄附がありました。寄附金は緑の基金に積み立て、緑地の保全と緑化の推進に関する事業に有効に活用させていただきます。
- ♥伊奈ライオンズクラブから町立3中学校へ、各校7万円相当の物品を寄贈していただきました。学校備品として大切に使用させていただきます。
 - ・伊奈中学校：体育用口イター板2台
 - ・小針中学校：生物顕微鏡1台、黒球型携帯熱中症チェッカー1台
 - ・南中学校：ベルトディスクサンダー1台、回転椅子1台、時計付きタイマー17個、HDMI切替器5個
 また、北保育所、南保育所へそれぞれ7万円相当の物品を寄贈していただきました。各保育所で大切に使用させていただきます。
 - ・北保育所：バランス平均台2セット、ドッジボール6個
 - ・南保育所：サッカーボール3個、折りたたみ鉄棒1セット、軽量ライトマット1枚、ドッジボール4個
- ♥匿名1件から1万円を社会福祉に役立ててほしいとご寄附がありました。社会福祉協議会で有効に活用させていただきます。

町税口座振替新規加入促進 キャンペーン

口座振替新規加入促進キャンペーンを実施しています。

期間中に、収税課窓口で、町税の口座振替を新規でお申し込みされた方先着150名様に、トートバッグをプレゼントします。便利な口座振替をこの機会にお申し込みください。



※金融機関窓口での申込は対象外です。すでに利用されている方や引落し口座の変更も対象外です。

● キャンペーン期間

9月1日(木)~12月28日(水)

※プレゼントがなくなり次第終了。

● キャンペーン対象税目

- 町県民税 (普通徴収) ● 固定資産税
- 軽自動車税 ● 国民健康保険税 (普通徴収)

甲 通帳、印鑑 (口座の届出印)、キャッシュカードなどが必要です。詳しくは、町ホームページをご覧ください。

問 収税課☎2142

町税等の納期のお知らせ

納付は納期限までにお忘れなく

納期限 9月30日(金)

- ① 固定資産税 3期
- ② 国民健康保険税 3期
- ③ 介護保険料 3期
- ④ 後期高齢者医療保険料 3期

納税は安全・確実な「口座振替」で

収税課窓口では、口座振替申込書のほかにキャッシュカードだけで簡単に口座振替手続きができます。

キャッシュカードでの口座振替申込対象金融機関

- ・ 埼玉りそな銀行・武蔵野銀行・埼玉縣信用金庫
- ・ さいたま農業協同組合・ゆうちょ銀行

※口座振替の開始は、申込月の翌月末以降の納期限からとなります。

※町税のお支払いについて、詳しくは町ホームページをご覧ください。

- 問 ①②収税課☎2142
③いきいき長寿課☎2124
④保険医療課☎2175



子ども医療費・重度心身障害者医療費・ ひとり親家庭等医療費が県内全域で 現物給付方式に変わります



現物給付とは、医療機関窓口で町が発行する受給者証を提示することで、医療費を支払うことなく医療サービスを受けることができる仕組みです。

実施時期▼

子ども医療費および重度心身障害者医療費
…令和4年10月から

ひとり親家庭等医療費…令和5年1月から

変更内容▼

○現物給付となる(窓口払いがなくなる)範囲が変わります。

〈現行〉

町内…現物給付(通院のみ)

町外…償還払い



〈変更後〉

県内…現物給付(通院、入院、入院時食費1/2)

※一部対応していない医療機関があります。

※いずれも一医療機関あたり1か月の保険診療分の支払いが21,000円を超えない場合のみ。

県外…償還払い

○現物給付とならない(窓口払いが必要となる)場合

次の場合は、これまでと同様に窓口払いが必要です。

- ・ 受給者証を提示しない場合
- ・ 町外の柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師などの施術を受けた場合
- ・ 治療用装具を作成した場合
- ・ 一医療機関あたり1か月の保険診療分の支払いが21,000円を超える場合
- ・ 現物給付方式に対応していない医療機関を受診した場合
- ・ 保険証などを提示しない場合(健康保険組合などに手続きが必要です。)

※次の場合は、子ども医療費、重度心身障害者医療費、ひとり親家庭等医療費の対象外です。

- ・ 町外へ転出した場合
- ・ 学校でのけがなどで(独)日本スポーツ振興センターの災害給付制度その他の傷害保険の対象となる場合

受給者証について▼

現物給付方式への変更に伴い、新しい受給者証を送付します。古い受給者証は、ご自身で破棄するか、保険医療課に返却してください。

送付時期▼

子ども医療費および重度心身障害者医療費…9月下旬
ひとり親家庭等医療費…12月下旬

問 保険医療課☎2174